



賃貸住宅だより

駐車場の使用料金改定についてお知らせします

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ★平成26年4月 駐車場の使用料金改定実施概要・・・1
- ★駐車場の使用料金改定 Q&A・・・2
- ★お客様登録情報の確認並びにアンケート調査の御礼・・・3
- ★グループホーム・ケアホームについて・・・3



〈発行〉

大阪府中央区今橋2丁目3-21
大阪府住宅供給公社 住宅経営課 企画グループ
TEL.06 (6203) 5453 [直通]

平成26年4月

駐車場の使用料金 改定実施概要



1. 基本方針

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、消費税法及び地方消費税法の一部が改正されたため、公社が賃貸している駐車場の使用料金についても、平成26年4月分から消費税率8%を適用した使用料金へ改定いたします。

2. 改定日

平成26年4月1日

(平成26年2月下旬頃、ご契約者の皆様に改定通知書を送付いたします。)

3. 保証金の取扱いについて

現在、ご契約されている方（平成26年3月31日までに駐車場の使用を開始される方を含む）については、特例として保証金の変更はいたしません。

4. 使用料お支払いの取扱いについて

口座自動引落としをご利用されている方につきましては、追加のお手続きは不要です。

また、納付書をご利用されている方につきましては、4月中旬までに新しい納付書を送付させていただく予定です。

駐車場の 使用料金改定

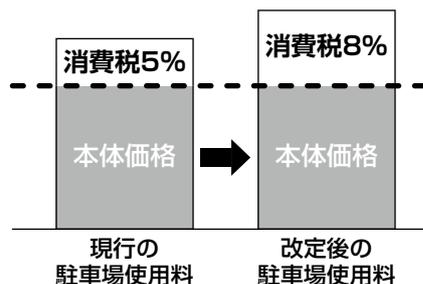


Q₁ 駐車場使用料金の改定を行う必要はあるのですか。

A₁ 駐車場使用料金は、消費税法において施設の貸付として取り扱われることから、課税対象となっています。

今回の使用料金の改定は、平成24年8月に成立した改正消費税法に基づき、消費税率が平成26年4月に5%から8%に引き上げられることに伴い改定を行うものです。

※今回の駐車場使用料金の改定は、本体価格（税抜使用料金部分）を変更するものではありません。



Q₂ 私の改定後の駐車場使用料金はいくらになりますか。

A₂ 平成26年4月1日以降の駐車場使用料金については、平成26年2月下旬頃に公社よりご契約者さま宛に送付させていただく「駐車場使用料金改定通知書」にてご確認いただきますようお願い致します。

Q₃ 駐車場使用料金を預金口座からの口座振替で支払っています。今回の駐車場使用料金の改定に際して何か手続きは必要ですか。

A₃ 改めて手続きをしていただく必要はございません。

なお、駐車場使用料金は、これまでと同様に家賃と同じ期日で当月分を当月28日（土・日・祝日にあたる場合は金融機関の翌営業日。2月のみ26日）に引き落としさせていただきます。改定後の駐車場使用料金の第1回目の引き落としは、平成26年4月28日となります。

Q₄ 自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の発行手数料も変更となるのですか。

A₄ 発行手数料については、発行日時点の消費税率が適用されます。

従いまして、平成26年4月1日以降の発行手数料は、消費税率8%を適用した金額に変更となります。

駐車場使用料金改定に関するお問合せ専用ダイヤル

☎06-7709-9192

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時45分
土・日曜日・祝日 は除く

※駐車場使用料金改定に関するお問合せ以外はお答えできかねますのでご了承ください。

お客さま登録情報の確認調査並びにアンケート調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

11月下旬から12月26日（木）まで、**65歳以上（平成25年9月30日現在）**の方がご入居されている世帯のお客様へ、「世帯状況を確認させていただく調査」並びに「今後の高齢の入居者の方へのサービスを検討するためのアンケート調査」を実施させていただきました。ご回答いただきました皆様には、ご多用中にもかかわらずご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

ご回答状況

- お客さま登録情報確認シートは
約9200世帯の方からご回答をいただき、回収率は約**90%**でした。
- アンケートは
約8900世帯の方からご回答をいただき、回収率は約**87%**でした。

今後、いただきました情報については、適正な管理並びにサービス向上に役立ててまいります。
なお、アンケートの調査結果につきましては、次回の「賃貸住宅だより」及びホームページで公表する予定です。

お願い

現在、一部のお客様には、職員の待遇に関するアンケート調査をお願いしております。度重なるお願いとなってしまう誠にお手数をおかけいたしますが、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

グループホーム・ケアホームについて

大阪府では、公的賃貸住宅（府営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅）でのグループホーム・ケアホームの設置促進事業に取り組んでいます。

公社では、公社賃貸住宅のグループホーム・ケアホームへの提供により、「地域で暮らしたい、働きたい」という思いを持った障がいのある方々や高齢者の方々の地域での自立した暮らしを支援していきます。

グループホーム・ケアホームとは・・・？

障がい者総合支援法に基づく事業で、社会福祉法人・医療法人等が大阪府知事等の指定を受けて運営しています。

障がい者の方が地域で自立した生活を送るための「住まいの場」です。



入居者は、運営法人や世話人等の介護や援助を受けながら、日常生活を送っています。



自治会や地域で行われる行事への参加を通じて、地域とふれあいます。



平日の昼間は、それぞれが仕事に就いたり、日中活動の場で過ごしています。休日や空いた時間は、それぞれが自分の趣味を楽しむなど、自由に過ごしています。

